

令和3年度 厚生労働省補正予算案（参考資料）

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

～ 目 次 ～

1. 医療提供体制の確保等

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援・・・・・・・・・・ 1
- 医療用物資等の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ワクチン接種体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 治療薬の実用化支援・供給確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 行政検査の実施等の感染拡大防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 児童福祉施設等における感染症対策への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 雇用保険財政の安定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 小学校等臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施・・・・・・・・・・ 1 6
- 生活困窮者・ひきこもり支援体制、自殺防止対策、
孤独・孤立対策の強化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- 通いの場をはじめとする介護予防や施設での面会等の再開・推進の支援・・ 2 2
- 生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所への支援・・・・ 2 4
- 生活衛生関係営業者への経営に関する相談等支援・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 国民健康保険・介護保険等への財政支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

事業目的

- **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、引き続き、都道府県が地域の实情に応じて行う、重点医療機関等の病床確保や宿泊療養施設の確保、医療人材の確保などを支援し、医療提供体制等の強化等を図る**

【実施主体】 都道府県（市区町村事業は間接補助） **【補助率】** 国10/10

【事業内容】

- 病床確保、宿泊療養施設確保、自宅療養者健康管理
 - ・ 新型コロナ患者を受け入れる病床の確保
 - ・ 重点医療機関の病床の確保
 - ・ 宿泊療養施設の確保、自宅療養者の健康管理フォローアップ
- その他の事業
 - ・ 受診・相談センターなど地方自治体における新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置
 - ・ 新型コロナ患者の入院医療機関における医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
 - ・ 新型コロナ患者の入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
 - ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、簡易診療室等の設備整備
 - ・ 地方衛生研究所、民間検査機関等におけるPCR検査機器等の整備
 - ・ 感染症対策に係る専門家の派遣、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等
 - ・ 重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備
 - ・ 新型コロナ重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
 - ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
 - ・ 医師等が感染した場合の代替医師等の確保
 - ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
 - ・ 新型コロナ対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
 - ・ 疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の設備整備
 - ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
 - ・ 新型コロナ患者受入医療機関等における宗教・文化対応等を含む外国人患者の受入れのための支援
 - ・ 新型コロナ重症患者に対応する医療従事者の養成研修
 - ・ 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保

事業目的

新型コロナウイルス感染症の対応において、不足している感染症対応のための看護職員等の人材確保への支援

事業概要

1 緊急的な看護人材ニーズ等に対応した人材調整の体制整備への支援

① 都道府県内における看護師をはじめとした医療従事者の人材調整の体制整備 【実施主体：都道府県】

感染が拡大する地域において、複数施設間で受入側のニーズに沿った応援シフト調整を集約的に行うための体制整備

② 都道府県外への広域における看護人材調整の体制整備 【実施主体：日本看護協会】

県内で人材が確保できない場合、他県へ応援派遣を要請する仕組みの体制整備

③ 看護マネジメントを行うための体制整備 【実施主体：関係団体】

看護管理者等支援として、医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に係る看護マネジメントをスムーズに行うための体制整備

2 新型コロナウイルス感染症に対応する看護職への研修支援

① 看護職員への研修支援 【実施主体：都道府県・日本看護協会】

新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な知識や技術を身につけた看護職員を養成するための支援

② 潜在看護職への研修支援 【実施主体：日本看護協会】

潜在看護職の育成等支援として、潜在看護職を新型コロナウイルス感染症関連業務がある臨時の医療施設や酸素ステーション等で活用するための支援

3 新型コロナウイルス感染症の影響による看護職員の離職防止策への支援

① 看護職員の新型コロナにおける離職防止のための相談窓口の設置 【実施主体：日本看護協会】

② 追加的に実施する学童保育に対する支援 【実施主体：病院】

医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助 (新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金)

令和3年度補正予算案
12億円
ほか事務費 8.7億円

事業目的

国による直接執行

- 新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関等において、勤務する医療資格者等が感染した際の労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナウイルス感染症対応医療機関等の運営の安定を図る。

※「令和2年度新・令和3年度型新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできないが、予算措置期間中に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請が可能。

事業内容

〔対象医療機関等〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関等

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関(仮称)
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等(③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等)
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等(④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等)

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者等

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部(2分の1)、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険(ア及びイを満たすものを含む。)

※ 予算措置期間中に契約を締結し、契約の始期があるもの。

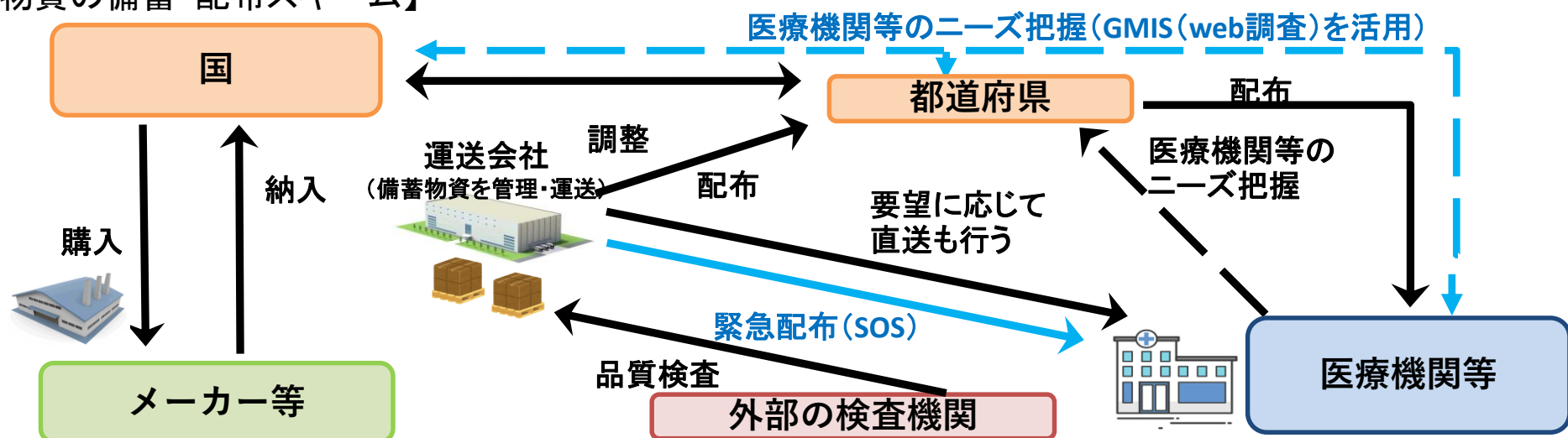
- ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険
- イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

- 令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療用マスク、ガウン、フェイスシールド及び手袋といった医療用物資の需給が逼迫する中で、安定した医療提供体制を継続できるよう、医療用物資を国で調達し、必要な医療機関等に対して無償配布を実施してきた。
- 物資ごとに、需給動向等を踏まえ、これまでの応急的な対応から、国において備蓄を進めていく対応へと順次移行しており、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大等により需要急増や輸入減少が生じ、医療現場の需給が逼迫した場合でも、迅速かつ円滑に供給されるよう、継続して医療用物資を確保・備蓄し、必要に応じて医療機関等に配布を行う。
- また、保管中に性能等の劣化が生じた場合、有事の際に活用できないおそれがあることから、定期的な品質検査等を実施する。
- なお、入院待機施設、宿泊療養施設、自宅療養のため需要が増加した酸素濃縮装置（※1）は、一定数（※2）を国が借り上げ必要な都道府県へ無償貸与することにより、感染の急拡大時においても、緊急的な需要が生じた都道府県の酸素供給体制を確保する。

（※1）空気から窒素を吸着し酸素濃度の高い空気を作り出す。肺の酸素交換機能が低下し血液中の酸素が不足した状態の患者に対し濃縮した酸素を投与して血中の酸素濃度を改善する。

（※2）日常的に使用するCOPD（慢性閉塞性肺疾患）患者等（約15万人）に必要な台数、医療機関等緊急対応分の台数を除く。

【医療物資の備蓄・配布スキーム】



【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価：2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)
+ 3,301億円(令和3年度予備費)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】 818億円

(令和3年度予備費)



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合⇒+2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合⇒+3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

- 医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の 設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化

- 特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末まで/8・9月/10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの



企業・大学

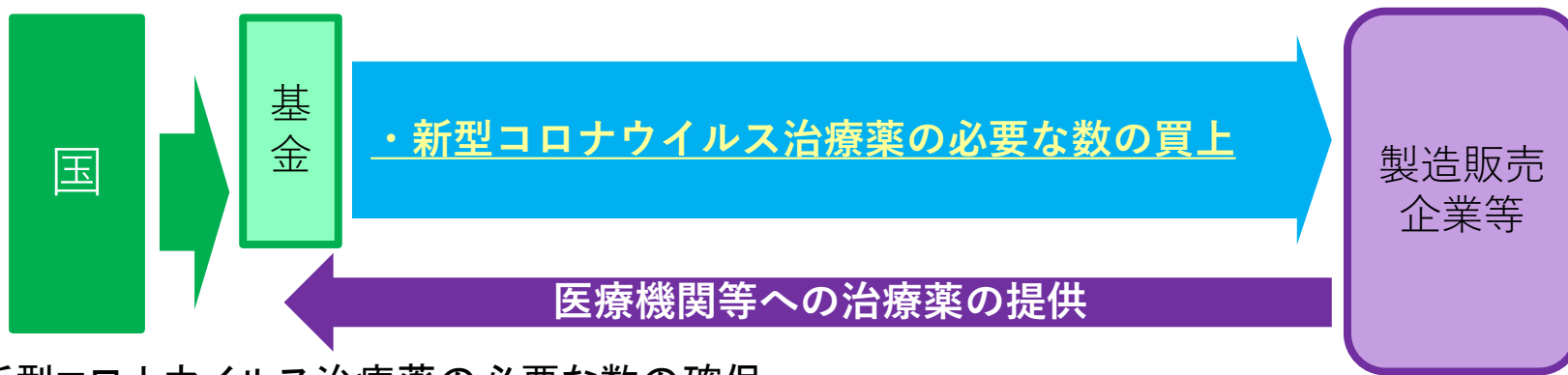
① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の治療薬を購入することにより、医療提供体制を整備する。

② 施策の概要

新型コロナウイルスの治療薬について、国において購入を行い、必要な患者に必要な数量を確保する。

③ 施策のスキーム、実施要件等



新型コロナウイルス治療薬の必要な数の確保

購入対象の主なもの

【ロナプリーブ】

- ・製造販売業者：中外製薬(株)
- ・種別：中和抗体薬
- ・承認状況：令和3年7月19日 特例承認
- ・重症度：軽症～中等症 I（重症化リスクあり）
発症抑制（曝露後予防）
- ・投与経路：静脈注射、皮下注射

【ゼビュディ】

- ・製造販売業者：GSK
- ・種別：中和抗体薬
- ・承認状況：令和3年9月27日 特例承認
- ・重症度：軽症～中等症 I（重症化リスクあり）
- ・投与経路：静脈注射

事業目的

- ワクチンで新型コロナウイルス感染者数の抑制を行いつつ、重症化リスクのある人を早期に診断し、治療薬で重症化を防ぐことが重要である。
治療薬については、現在、世界各国で開発されていることから、治験段階にある候補薬のうち有力なものについては、薬事承認を見据えた支援を行うこととし、早期実用化を促進する。

課題

- 各国で治療薬開発が進められる中、患者数が欧米より少ないことや、治験への組み入れが迅速にできない懸念から、日本国内で治験が行われている例が少ない。
- 日本国内の新型コロナウイルス感染症診療を行う医療機関等の業務が逼迫しており、医療機関での迅速な治験が難しい。

対策

- 新型コロナウイルス感染症に対する治療薬の実用化を戦略的に進め、有力な治療薬の実用化を重点的に支援する。
- 候補薬については、治験結果に伴って薬事承認が見込める薬剤を選定し、治験終了後には薬事承認申請を前提に支援を行い、薬価収載を目標とする。
- 補助事業による支援に当たっては、
 - ① 医療機関が、SMO⁽¹⁾をはじめ治験を行うために必要となる業務に係る費用を補助する。
 - ② 製造販売業者が、CRO⁽²⁾をはじめ薬事申請するまでに必要となる業務に係る費用を補助する。

候補薬を選定



① 医療機関の治験業務に係る費用を補助

② 薬事承認までの業務に係る費用を補助

治療薬の薬事承認申請

※ 薬事承認されなかった場合は一部返金を求める

製造
販売
業者

治験参加医
療機関

SMO

CRO

- (1) SMO（治験施設支援機関）：治験実施医療機関がその事務機能等を委託する機関であり、「治験の実施に係わる業務の一部を実施医療機関から受託または代行する者」
- (2) CRO（医薬品開発業務受託機関）：業務委託費用等医薬品開発における臨床試験や製造販売後調査の業務を受託している企業

① 施策の目的

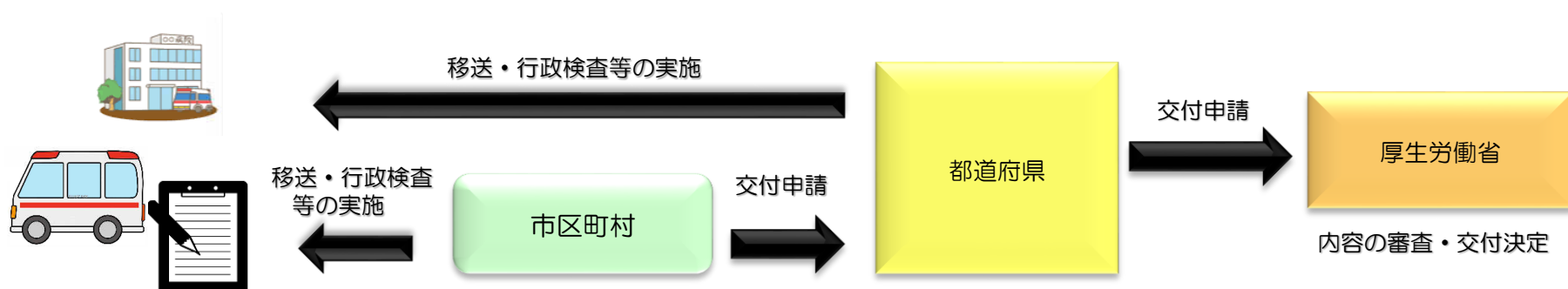
感染症法に基づき、都道府県等が行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な事業や、感染症の検査や発生の状況・動向原因を明らかにするための調査等を実施するための経費の一部を負担する。

② 施策の概要

感染症法に基づく、感染症の発生予防及びまん延防止のための消毒、害虫駆除、移送等や行政検査（積極的疫学調査）などを実施するために必要な事業を実施する。

③ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

○負担割合 都道府県事業 国 1 / 2 都道府県 1 / 2
市町村事業 国 1 / 3 都道府県 1 / 3 市町村 1 / 3 など



④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

感染症の発生に対して対応を実施。（発生予防や行政検査など）

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

令和3年度補正予算案：113億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設



【補助基準額】①及び②の合計 1施設当たり

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※ 19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】国：1／2、市区町村等：1／2

児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援【新規】

令和3年度補正予算案：62億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、個室化に要する改修に必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続的に実施していくことが可能となるよう支援を行う。

事業内容

(1) マスクの購入や消毒に必要な経費、個室化に要する改修に必要な経費等の支援

① マスク等購入費

感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助

② 児童養護施設等の消毒経費

施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③ 広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助

④ 個室化に要する改修費等

感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助

⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

【補助基準額】 1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）



(2) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 1自治体当たり：11,860千円



(3) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円



【対象施設等】 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時的保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時的保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あっせん機関、社会的養護自立支援事業所、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村 【補助率】 国1/2

産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業

事業目的等

- 産後ケア事業を行う施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

実施主体

- 市町村

事業の概要

○ 事業の内容

産後ケア事業を行う施設について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、感染症対策の徹底を図りながら支援を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要な経費を補助する。

- 補助基準額：500千円

- 補助率： 国 1/2

ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業における マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

令和3年度補正予算案：50百万円（母子家庭等対策総合支援事業）

目的

- ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や学習室等の消毒等に必要となる経費を補助する。

支援の内容

① マスク等購入費

感染経路の遮断のため、学習室等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助
(※) 実施場所における感染防止用の備品購入を含む。

② 学習室等の消毒経費

感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③ 地方自治体の広報・啓発経費

事業を利用している子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）

④ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国 1 / 2	1カ所当たり 500千円	都道府県・市町村

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

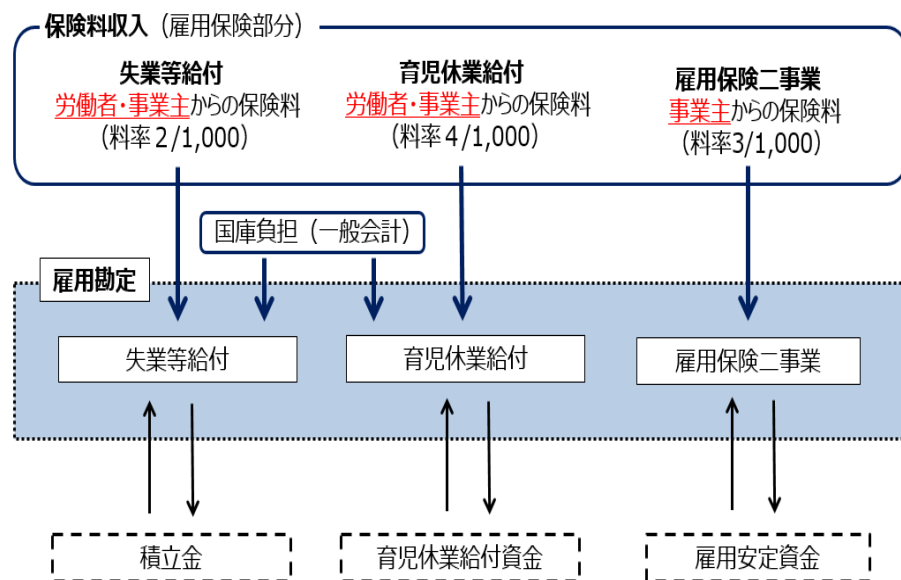
- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。
(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

雇用保険財政の安定等

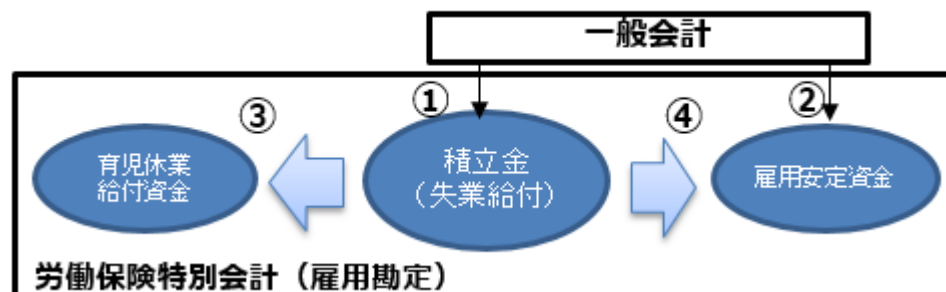
令和3年度補正予算案:2兆1,611億円

- 雇用保険の積立金残高が大幅に減少している中で、雇用保険制度のセーフティネット機能を十分に発揮できるようにするため、雇用保険財政の安定を図る必要がある。
- 失業手当の支給等の事業を実施している雇用保険制度のセーフティネット機能を十分に発揮できるようにするため、雇用保険財政の安定を図ることとする。
- 雇用保険制度に基づく各種施策を通じて、雇用維持や成長分野への労働移動などの効果が安定的に生じる。

労働保険特別会計（雇用勘定）の仕組み



臨時特例法に基づく措置（いずれも令和2年度及び令和3年度）



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

令和3年度補正予算案：55億円

(一般会計:16.4億円 労働保険特別会計雇用勘定:38.1億円)

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金の支給や、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合の支援について、対象期間を延長し引き続き実施する。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- 緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長。総合支援資金（再貸付）の申請受付期間を令和3年11月末から令和3年12月末へ延長。
- 緊急小口資金、総合支援資金（初回、延長、再貸付）の償還開始の据置期間を令和4年3月末から令和4年12月末へ延長。

予算措置額合計：2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算案	4,581億円

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前	令和4年12月末日以前	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	緊急小口資金	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(初回貸付分)	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		総合支援資金(延長貸付分)	： 令和5年度の住民税非課税
		総合支援資金(再貸付分)	： 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 ＝60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 ＝45万円以内	同左 (再貸付あり(注2))
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの
 - （注）総合支援資金（再貸付）まで借り終わった世帯、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯（再貸付を申請・利用している世帯を除く。）も含む。
 - ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
 - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
 - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象地域については、解除の翌月末までの間、ハローワーク等での相談や企業への応募等の回数を減らすことができる。
 - 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：3か月（申請受付期限を令和3年11月末から令和4年3月末へ延長）
 - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間（3か月）中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給（3か月）を可能とする。
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額 298 億円の内数
令和3年度補正予算案 100 億円

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【求職活動】当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

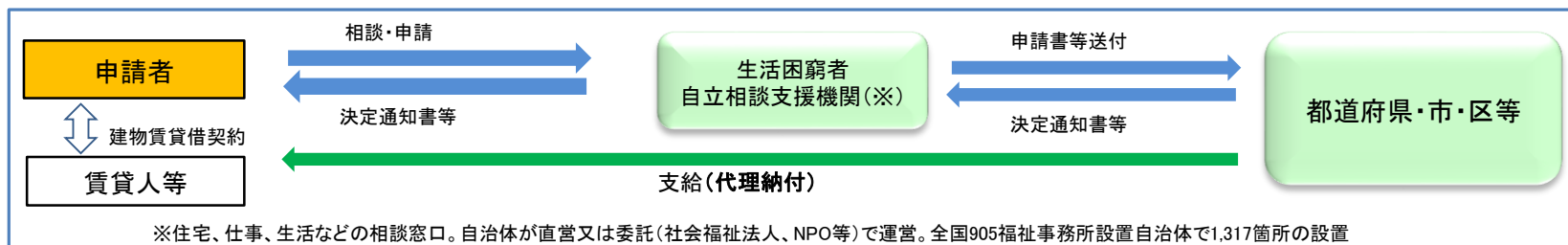
令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和4年3月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

令和4年3月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

【事業スキーム】



被保護者就労支援機能強化事業

令和3年度補正予算案：3.2億円

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、雇用経済情勢が大きく影響を受ける中で、生活困窮者自立支援制度における支援や生活福祉資金の貸付等により、生活保護全体の新規の申請件数の増加幅は小幅に留まっている一方で、稼働年齢層である「その他世帯」については、他の世帯（「高齢者世帯」や「母子世帯」等）と比べ増加傾向に転じている状況。
- リーマンショック以降、「その他世帯」の構成割合が大きく上昇している状況を踏まえ、コロナ禍において、生活に困窮し生活保護の受給に至った稼働年齢層を中心に就労に向けた支援を積極的に行い、早期自立に向けた支援を強化する。

【事業内容】

新型コロナの影響等により失業・廃業等により生活に困窮し、被保護者となった方に対して、経済的自立を促し、早期就労に向けた支援を積極的に行う自治体をモデル的に支援する。

<対象自治体>

- ① コロナ禍における雇用環境の変化に応じた業種や働き方も踏まえた職場開拓を専門に行う就労支援員の増員を行う自治体
- ② 新型コロナの影響等で「その他世帯」が増えたこと(令和2年3月と現時点との比較)による対応として、生活保護法に基づく就労支援事業における就労支援員の増員を行う自治体

<対象となる事業内容>

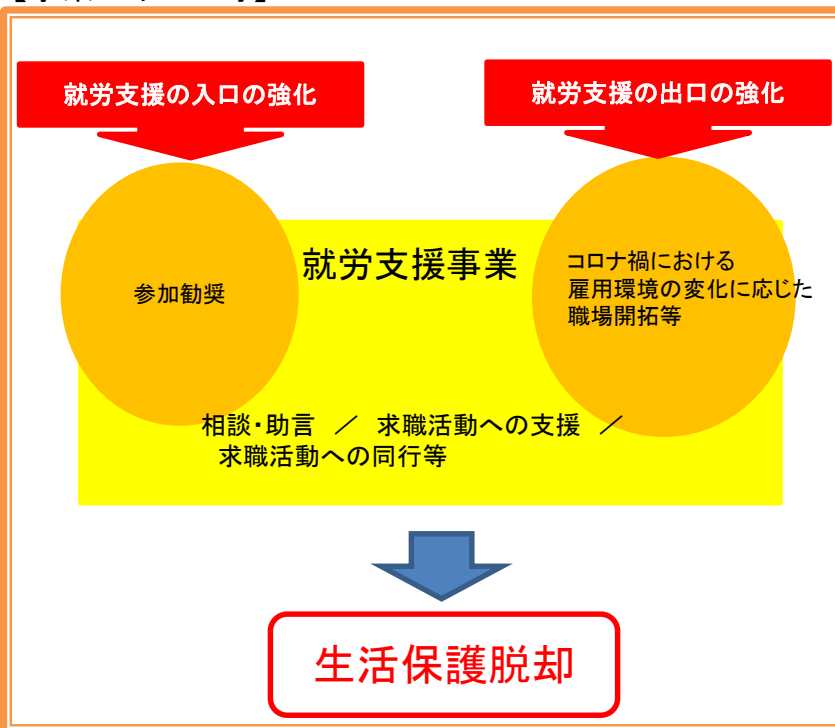
就労支援事業への参加勧奨や、一時的に雇用環境が悪化している飲食業及び観光業から、需要が伸びている宅配業や従来から人手不足のトラック運送業、介護業などコロナ禍の求人動向や地域の企業との結びつきを強化するなどの取組を強化するために必要な経費

【実施主体】都道府県、市、特別区、福祉事務所設置自治体
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

【補助率】 定額補助

【所要額】 319,735千円

【事業スキーム等】



新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

【要旨】

令和3年度 補正予算案:61億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。
- また、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

【事業内容】

《自治体実施》

➤ 感染症対策の徹底

- 保護施設等における衛生管理体制の確保
 - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入
 - ▶ 感染者発生時の消毒対応

➤ 多様な支援ニーズへの対応・支援体制の強化

- 支援策の多様化のための民間団体独自の支援との連携
- 福祉事務所や自立相談支援機関等における相談支援・事務処理体制の強化
- 市町村等におけるひきこもり支援体制の構築
- 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化

➤ 非対面方式による支援環境の整備

- 生活困窮者支援の現場におけるICT化の促進
 - ▶ 関係機関との連携促進
 - ▶ アウトリーチ支援を行う際の業務効率化
- 子どもの学習・生活支援におけるオンライン支援

等

《民間団体実施》

➤ 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

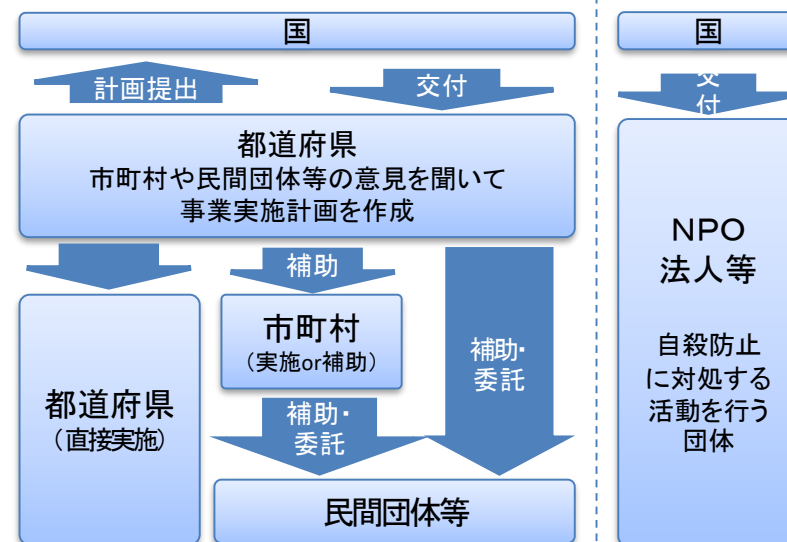
【事業スキーム】

○ 実施主体・補助率

《自治体実施》都道府県(交付対象者)・国 3/4

※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。

《民間団体実施》NPO法人等・国 10/10



生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

【要旨】

令和3年度補正予算案:4.7億円

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業が余儀なくされる中、生活への不安やストレス等により自殺者数やDV相談件数が増加するなど、孤独・孤立の問題が深刻化している。
- ・孤独・孤立対策については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても「4つの原動力を支える基盤づくり」として位置づけられ、その中でも「特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援」を行い、「官・民・NPO等の取組の連携強化」した取組を推進することとなっている。
- ・独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉振興助成事業（以下、「WAM助成」という。）を行っており、既存の制度では解決が困難な課題に取り組むNPO等の民間福祉活動に対する永年にわたる助成を通じて、NPO等の活動へのきめ細かな支援についてノウハウを有している。
- ・このように喫緊の課題である孤独・孤立対策に関して、既存の制度では十分に対応ができていない部分についてNPO等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動に対して、重点的に支援を行うために、社会福祉振興助成費補助金に新たに「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業」を創設し、より効率的に課題解決を目指す。

WAM助成の中に、新たに「民間団体におけるつながり支援活動助成事業」を創設



(注)孤独・孤立対策にかかる国の各種支援事業と重複しない助成先を対象とする。

助成

NPO等によるつながり支援

- フードバンク（食糧支援）※事例1
- 子ども食堂・パントリー・学習支援
- 当事者へ配慮した居場所 ※事例2
- 居住と就労、生活に寄り添う自立支援
- 相談・訪問支援（アウトリーチ）※事例3
- SNSを活用したオンライン相談支援
- 家族支援・当事者グループ発足支援

支援

つながり支援の主な対象者

- 生活困窮状態の方（ひとり親、失業者、住居喪失者）
- 子ども・子育て家庭（虐待リスクが高い、不登校、ヤングケアラー、精神疾患、依存症）
- 若者（発達障害傾向、性被害、生活破綻）
- 中高年者（若年性認知症、長期ひきこもり、介護）
- 女性（自殺念慮、DV被害、就労不安定）
- 独居高齢者、障害者、非行・刑余者、多文化家族等

事例1：食糧支援をきっかけとした孤立家庭への総合支援

一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき（長崎県）

▶SOSを出せずにいるひとり親家庭や生活困窮世帯に対し、フードバンクによる食糧支援によってつながりを作り、宅所での多職種連携によるワンストップの相談対応、生活支援等を行った事業

事例2：発達障害の子供と親のための居場所運営

NPO法人PLAYTANK（東京都）

▶室内の子育て広場では対応が難しい、発達障害傾向のみられる親子を対象に、発達の専門家に気軽に相談できる野外の居場所を定期開催し、子育ての悩みに早期に対応できた事業

事例3：生活課題を抱える要支援団地住民を全戸訪問

NPO法人中信多文化共生ネットワーク（長野県）

▶外国人や生活困窮者などの要支援者が多く居住する県営団地住民を対象に、食糧支援付き相談会や全戸訪問により潜在的ニーズを発掘し、適切に支援機関へつなぐとともに、地域住民とともに継続的に見守る支援体制の構築がみられた事業

事業目的

- コロナ禍における高齢者の外出自粛等の長期化により、閉じこもりや交流機会の減少により健康への影響が懸念される。このため、介護予防や重度化防止を目的として、必要な感染防止対策を確保した上で、ワクチン接種状況等も踏まえ、通いの場をはじめとする介護予防の取組や施設での面会等の再開や推進を図る。

事業概要

(1) 国による広報(1.0億円)

○ 広報資料(ポスター、パンフレット、動画等)の作成、情報発信(新聞、ラジオ、テレビ、HP、動画配信サイト等)、イベントの開催

- 外出自粛の長期化による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復につながるよう、高齢者やその支援者を対象とし、通いの場の再開や外出機会の促進を図るための情報発信を行うとともに、全国規模のイベント(例:ご当地体操グランプリ)を開催。
- 高齢者とその家族等の施設での面会の機会の減少により健康への影響が懸念されることから、面会の再開・推進に資するよう、高齢者施設等を対象に、対面での面会を積極的に実施する好事例や手法等を情報発信



(2) 自治体による広報への支援(3.1億円)

○ 都道府県及び市町村において、地域の実情に応じて行う広報に対する支援の実施

- 自治体が、地域に密着した内容(例:感染対策が確保された通いの場マップ、お散歩マップ)や方法(ケーブルTVやラジオ等)により、通いの場の再開や外出機会の促進を図るための広報を支援
- 自治体による、地域の感染状況等の実情に応じた施設での面会再開・推進に資する広報を支援



拡充

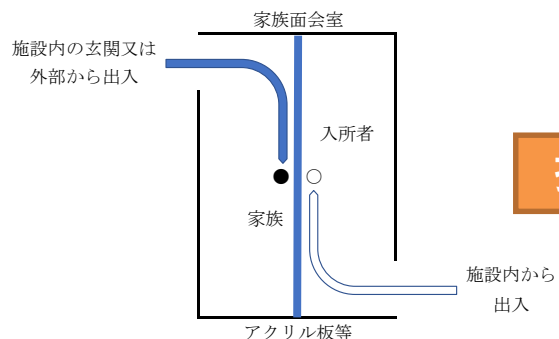
概要

- 介護施設等において、既に支援を行っている「2方向から出入りできる家族面会室の整備」に限らず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を再開・推進するために必要な家族面会室の整備に対して支援を行う。
 - ⇒ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、介護施設等における家族面会を実現し、「ウィズコロナ」下での社会活動再開を支援

事業内容

- 2方向から出入りできる家族面会室の整備

【補助単価】 350万円/施設



※ 令和2年度第3次補正予算から「感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備」の1つとして実施中

拡充

- **2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、新型コロナウイルス感染症下における家族面会を可能とするための整備・改修について支援を実施**

(一例)

- ・ 「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
- ・ 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置
- ・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室等の設置
- ・ 家族面会室がない場合の新規整備

【対象施設等】※変更なし

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院、介護療養型医療施設
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

【補助単価】※変更なし
350万円/施設

<参考> その他の新型コロナウイルス感染症対策に関する介護施設等へのハード面での支援

- ① 多床室の個室化に要する改修費
- ② 居室における簡易陰圧装置の設置に要する費用
- ③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用（ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング、従来型個室・多床室のゾーニング）
- ④ 換気設備設置事業【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施】

新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援を行う。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

対象費用

生産活動を拡大するため必要な以下に掲げる費用

- ① 新たな生産活動への転換等に要する費用（上限15万円）
- ② 新たな販路開拓に要する費用（上限5万円）
- ③ コンサル派遣等経営改善に要する費用（上限5万円）
- ④ 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用（上限5万円）

※ 1事業所あたり最大30万円

対象事業所

次のいずれの要件も満たす就労継続支援A型・B型事業所

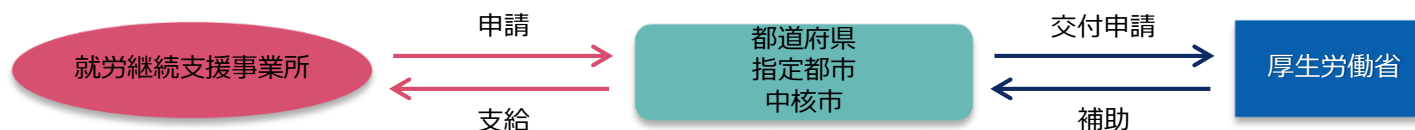
ア 申請月において利用者を受け入れていること

イ 工賃実績を都道府県等に報告していること

ウ 次の（i）又は（ii）の要件に該当すること

- （i）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で50%以上減少した月があること
- （ii）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で30%以上減少した期間があること

事業スキーム



生活衛生関係営業の力強い回復に向けた経営支援事業

令和3年度補正
予算案: 2.0億円
令和2年度第三次補正
予算額: 1.6億円

事業目的

生活衛生関係営業者は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けており、生活衛生関係営業の商品・サービスの質を維持し、国民の健康を守るためには、業績の回復・安定化が不可欠である。今後の景気回復に向けた経営支援を行っていくとともに、コロナの再拡大を見据えた公的支援への相談体制の支援が引き続き必要である。

事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けた生活衛生関係営業者に対し、支援ニーズを掘り起こした上で、

- 力強い回復に向けた、多方面からの専門家による支援
- 各種給付金、協力金及び補助金等を活用するための周知・助言・支援

を、地域に根ざした都道府県生活衛生営業指導センターによるワンストップ・プッシュ型・伴走型の支援として実施する。

全国生活衛生営業指導センター

- 令和2年度から実施している生活衛生関係営業経営支援事業のノウハウを活用
- 営業者に対する各種支援策等の集積
- 各種支援策や相談指導を利用できない営業者(=潜在的な事業利用者)の分析と支援ニーズの掘り起こし方法の共有・指導
- 各種専門家の円滑な派遣に向けた全国組織との調整

生活衛生関係営業支援アプリによる
各種支援策等の情報提供

・最新情報の提供
・専門家の相談会や訪問指導を依頼

現場ニーズ、好事例
のフィードバック

都道府県生活衛生営業指導センター

- 生衛組合と連携した支援ニーズの掘り起こし、制度周知
- 専門家によるワンストップのプッシュ型・伴走型の支援(支援内容)
 - ・多様な現場のニーズに応じた相談・支援
 - ・各種補助金等の活用に向けた助言・支援

都道府県生活衛生同業組合等を介したアプローチ

潜在的な事業利用者支援
ニーズの掘り起こし、
各種補助金等の制度周知

ニーズに対応した
専門家によるプッシュ型、伴走型の
相談・支援

社労士、中小企業診断士、
税理士、弁護士、行政書士、
経営特別相談員等

- ・各種補助金の活用
- ・経営スタイル転換
- ・労務管理、税務、融資(資金)等

生活衛生関係
営業者

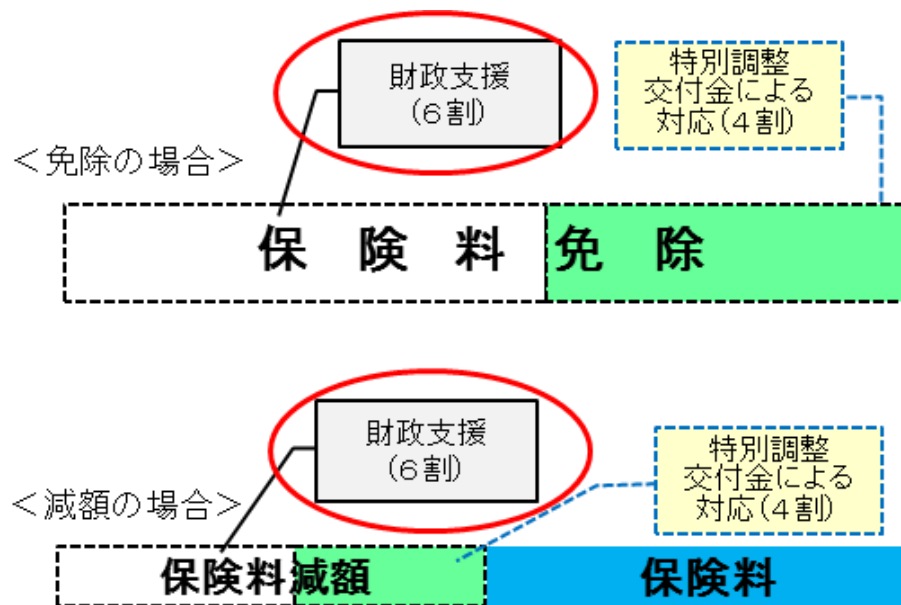
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料・介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援

令和3年度補正予算案：263億円
(国保：245.1億円、後期：3.6億円、介護14.4億円)

国民健康保険料・介護保険料等の減免に対する財政支援 〈263億円〉

国民健康保険料・介護保険料等の減免に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、保険料等を減免した市町村等への補助



① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で経常収支が悪化したこと等により、財政運営が極めて困難となった健康保険組合に対し財政支援を行う。

② 施策の概要

【対象組合】

次の全ての基準に該当する健康保険組合

- ① 保険料率が9.5%以上
- ② 財源率が9.0%超
- ③ 保有資産が200%未満
- ④ 単年度経常赤字
- ⑤ 経常収支悪化

【補助割合】

(1) 被保険者1人あたり保健事業費が全健康保険組合の1/4未満の組合
⇒ 当該健康保険組合における保健事業費の1/2

(2) 被保険者1人あたり保健事業費が全健康保険組合の1/4以上2/3未満の組合
⇒ 同1/4

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

